

伊勢市地域おこし協力隊事業（観光魅力創出部門）業務委託 仕様書

伊勢市（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は契約書記載の業務委託契約に関し、伊勢市地域おこし協力隊設置要綱（以下「要綱」という。）の規定によるほか、本仕様書に従うこととする。

- 1 委託業務名 伊勢市地域おこし協力隊事業（観光魅力創出部門）業務委託
- 2 業務の場所 伊勢市地内 ただし、必要に応じて市外も含む
- 3 業務の主な拠点 伊勢市観光協会事務局（伊勢市本町 16-2）
伊勢市駅観光案内所 （伊勢市吹上 1-1-4JR 伊勢市駅構内）

4 委託期間

委託期間は、契約日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。ただし、活動の実績に応じて、最初の活動開始日から起算して最長 3 年間まで延長（契約更新）できる。

5 委託業務の目的

本業務は、乙が地域おこし協力隊の隊員（以下「協力隊員」という。）として甲及び公益社団法人伊勢市観光協会（以下、「協働事業者」という。）等と協力し、要綱第 2 条に掲げる活動を円滑、かつ、効果的に行うものである。

6 業務の内容

乙は、地域課題の洗い出しや外国人観光客を受け入れる体制整備を行うための業務に取り組む。なお、業務の実施に当たっては、甲と共通認識の形成に努めるとともに、協働事業者の指示に従うこととする。以下の◎を主とする①～③の業務に取り組み、④～⑦の業務に関しては、余力や興味があれば取り組む。

◎伊勢市へ訪れる外国人観光客が満足できる受け入れ体制整備

◎外国人が伊勢市へ興味を持っていただくための情報発信

①伊勢市駅観光案内所勤務（週 2 ～ 3 日程度）

- ・伊勢市駅観光案内所での観光案内業務。
- ・主に外国人観光客の対応を行い、多くの観光客と関わることで、さまざまな視点から伊勢を学ぶ。
- ・伊勢のまちへの理解、知識が深まれば現地での観光案内、通訳業務。

②フィールドワーク（週 1 ～ 2 日程度）

- ・SNS 発信のための情報収集（文化、歴史、食、イベント等）。
- ・案内サインの整備やサービス改善に向けての情報収集。
- ・受入体制の整備（例えば、「看板・案内表示の標記」「接客対応」等）の提案。
- ・田植えや稲刈り等の米作りや農業の見学・体験（年数回程度）。

③観光協会事務局勤務（週 1 ～ 2 日程度）

<情報収集>

- ・観光案内所での勤務やフィールドワークで得た情報を整理し、情報発信の準備・確認。

・観光協会事務局の業務補助を通じた、観光協会会員や関連事業者との連携・交流。

＜情報発信＞

・欧米をメインターゲットに SNS 等を活用した発信。

・伊勢のまち、文化、歴史、食などを文章や画像・映像で発信。

・外国からの目線での気づきから、訪日外国人旅行者や滞在型外国人旅行者の増加や分散来訪を見込む取り組み。

・伊勢のまちの歴史文化に深くかかわる、伊勢の民俗伝統行事（令和 8・9 年お木曳行事等）を発信。

・市や観光協会事務局、観光協会の会員ウェブサイトやパンフレットの翻訳業務。

④国際交流協会との連携

⑤県外 PR イベント等への出展（年に数回程度。都市圏を想定）

⑥市民や職員、観光協会の会員対象とした講座や研修の企画

⑦地域おこし協力隊員向け研修（年 5～6 回程度）

7 活動日数及び時間

乙の活動日数は、原則月 20 日とする。また活動時間は 1 日 7 時間、週 35 時間程度を基本とする。

8 任用期間中の居住地 伊勢市内

9 委託料

甲は委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）として、要綱第 8 条に規定する活動日誌及び活動報告書の内容を審査し適正と認められるときは、請求書に基づき請求日から起算して 30 日以内に、乙に対して別表のとおり委託料を支払うものとする。

10 業務計画及び年報の作成

（1）業務計画の作成

乙は、業務を実施するにあたり、活動内容が記載された実施計画書を作成し、甲に提出するものとする。

（2）年報の作成

乙は、委託期間の最終日までに年報を作成し甲に提出するものとする。

11 著作権の譲渡等

本業務によって作成した活動日誌、活動報告書、実施計画書、年報及びその著作権は、甲に帰属し、その権利は乙から甲に無償で譲渡されるものとする。

この規定に従って乙から甲に譲渡される権利は、著作権法第 27 条（翻訳兼、翻案権等）及び第 28 条（二次的著作物に関する原著作権の権利）に規定される権利も含むものとする。

乙は、成果物に対する著作者人格権の権利を行使しないことに合意する。

12 契約の解除

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、催告せずに契約を解除することができる。

- (1) 活動実績及び成果が、明らかに不十分であると認められるとき。
- (2) 法令若しくは契約上の義務に違反し、又は協力隊員としての職務を怠ったと認められるとき。
- (3) 心身の故障のため、協力活動の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。
- (4) 乙が、契約解除を申し出たとき。
- (5) 協力隊活動に必要な適格性を欠くと認められるとき。
- (6) 協力隊員としてふさわしくない非行のあったとき。
- (7) 市外へ転出（住民基本台帳法第15条の3に規定する転出をいう。）をしたとき。

13 契約解除による損害賠償

甲は、乙との契約を解除した場合において損害が生じたときには、乙に対して、その損害に相当する金額を請求することができるものとする。

また、乙は契約を解除された場合において損害が生じても、甲に対して損害を請求できないものとする。

14 損害による必要経費の負担

本業務によって発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）の必要経費は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰する理由によって損害が生じたときの必要経費は、甲が負担するものとし、その額はそれぞれが協議して決めるものとする。

15 契約書作成等の費用

本契約書及び本契約を締結するため乙において必要となる費用は、乙の負担とする。

16 その他

- (1) 甲及び協働事業者は、乙との雇用契約を結ばないものとする。
- (2) 本業務は、乙が個人事業主として活動を行うものであるため、業務中に発生した事故について、原則、甲は一切の責任を負わないこととし、乙は保険などの補償制度に必要に応じて個人で加入すること。
- (3) この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、伊勢市の所在地を管轄する裁判所にて、行うものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙双方により別途協議する。

別表

区分	内容	金額	限度額
地域活動の対価	地域活動に対する委託料	1 時間あたり 2, 080 円とする。ただし、1 か月の総額が 291, 000 円を超えない範囲の額とする。	1 年間の総額が 3, 492 千円を超えない範囲 （契約期間により限度額は変更となる）
地域活動に必要な経費	市内住居の賃借料 ただし、敷金、礼金、光熱水費等は対象外	月額 55, 000 円以内	1 年間の総額が 2, 000 千円を超えない範囲 （契約期間により限度額は変更となる）
	活動に要する消耗品費	1 物品 10, 000 円以内	
	活動に要する車両の燃料費	予算の範囲内	
	協力隊に関する研修会等への旅費及び参加費		
	その他市長が必要と認めたもの		